第6号様式（第2条の2関係）（日本産業規格A列4番）

種別	交通空白地	福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（　　年度）

宛て

住　所
運送者名
代表者名（役職名及び氏名）
電話番号

概況（　　年3月31日現在）

		管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全国
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	車いす車（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	兼用車（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	回転シート車（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	セダン等（両）	（　　）	（　　）	（　　）
	バス（両）			
	計（両）	（　　）	（　　）	（　　）
路線（キロメートル）又は運送の区域				
運送する旅客の範囲及び数				

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全国
走行キロ（キロメートル）			
輸送人員（人）又は運送回数（回）			
運送収入（千円）			

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全国
交通事故件数			
重大事故件数			
死者数			
負傷者数			

備考

1　種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。

2　管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。

3　全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。

4　自家用有償旅客運送自動車数の欄の（　　）には、軽自動車数を記載すること。

5　運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。

6　輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあつては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあつては運送回数を記載すること。

7　交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。

8　重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正）

第五条　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。